

船橋市環境美化モデル活動認定要綱

昭和 63 年 6 月 1 日施行

平成 19 年 4 月 1 日全部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 9 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域において行う自主的な清掃美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を環境美化モデル活動として認定し、市民、企業、行政等の協働により環境への負荷の削減と美化の向上に向けた適切かつ積極的な取組みを促進するための必要な事項を定め、もって地域コミュニティの増進や発展とともに本市における快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(環境美化モデル活動の種類)

第 2 条 環境美化モデル活動は、概ね 5 人以上で構成される団体が、月 1 回以上の頻度で次の各号に掲げる活動の一つ以上を継続的に行うものとする。

- ① 地域美化清掃活動
- ② ごみ減量・再利用・資源化（リデュース・リユース・リサイクル）に資する活動（いわゆる 3 R 活動）
- ③ 不法投棄防止パトロール活動
- ④ その他市が認める環境美化活動

2 前項各号の活動内容の区分と条件については、別表によるものとする。

3 町会・自治会が環境美化モデル活動を実施する場合は、極力クリーン船橋 5 3 0（ゴーサンマル）推進員が参画できるよう努めるものとする。

(環境美化モデル活動の範囲)

第 3 条 環境美化モデル活動を行うにあたっては、あらかじめ当該活動の目的を果たす対象地区（以下、「環境美化モデル地区」という。）を定めて行うものとする。

(申請手続き)

第 4 条 環境美化モデル活動の認定を受けようとするとき、活動の代表者は次の各号の書類を市クリーン推進課に提出するものとする。

- ① 環境美化モデル活動認定申請書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）
- ③ 活動対象地区の位置図、写真、状況がわかる資料及びその他当該活動に関して市が必要とする資料

2 前項の提出があったとき、市は、取組みが有効に実施されるよう創意工夫をもって善処し、必要により助言又は指導を行うことにより取組み内容の適正化又は充実化を図るものとする。

(環境美化モデル活動認定要件)

第 5 条 環境美化モデル活動の認定にあたっては、次に掲げる要件を備えるものとする。

- ① 当該地区関係者が総意で取組みに協力できること。ただし、当該地区関係者以外の者が主体となって取り組む場合にあっては、当該地区の関係者の了解が得られているか、関係者の了解を得なくても差し支えないものと、市において判断ができること。
- ② 当該地区において、市の提唱するごみ減量活動、環境美化活動及びその他に対して誠

意をもって積極的かつ持続的に取り組むことができること。

- ③ 活動者のための限られた効果のために行うのではなく、広く公共に寄与できる取組みであること。
- ④ 活動内容が現実的な範囲内であり、市の施策の趣旨に沿う効果的な取組みで合法的かつ社会通念を逸脱しない取組みであること。
- ⑤ 環境美化モデル地区内で複数の団体によって活動が行われる場合は、互いに連携し、排他的、対立的でないこと。

(環境美化モデル活動の認定)

第6条 市長は、第4条の申請書を審査し、当該活動が第2条の趣旨に合致し、かつ前条に規定する要件を備えると認めた場合は、環境美化モデル活動として認定するものとする。

2 環境美化モデル活動の認定期間は、市が認める特別な理由がある場合を除き、当該年度の3月31日までを原則とする。

3 認定期間の更新は、市が認める特別な理由がある場合を除き、第9条に基づく活動実績報告書の提出があり、活動実績が認められる場合において、単年度ごとに自動更新する。

(認定書の交付等)

第7条 市長は環境美化モデル活動の認定をしたときは、様式第3号による環境美化モデル活動認定書を申請者に交付する。

2 第4条第2項により、環境美化モデル活動の実施内容に変更があった場合で、認定事項を見直す必要があるときは、市長は再度認定書を交付するものとする。

3 前2項により認定を受けた環境美化モデル活動団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定事項に関する既得権益を得たものと解してはならない。

4 認定団体は、市の指導、助言により当該認定内容に関する改善、中止その他の必要な措置の実施を求められた場合、これに従わなければならない。

5 認定団体の都合により活動内容の変更、中断又は廃止するとき、認定団体は、様式第4号により市クリーン推進課まで提出するものとする。

(覚書の締結)

第8条 前条の環境美化モデル活動を行うにあたり、市と環境美化モデル活動団体において役割分担及びその他事項を定める必要があるときは、市長と認定団体の代表者との間で環境美化モデル活動覚書（様式第5号。以下「覚書」という。）を締結するものとする。

2 第4条第2項により、環境美化モデル活動の実施内容に変更があった場合で、第1項で締結した覚書を見直す必要があるとき、市長と認定団体の代表者は再度覚書を締結するものとする。

3 市及び認定団体は、覚書で定められた取組みが適切かつ有効に実施されるよう努力するものとする。

(活動実績報告書の提出)

第9条 認定団体は、年間の活動実績報告書（様式第6号）を3月末までに市クリーン推進課に提出するものとする。

(環境美化モデル活動への支援)

第10条 市長は、第6条により認定した環境美化モデル活動を円滑に行うにあたり、第

8条により締結した覚書の趣旨及び第9条に規定する活動実績報告書から勘案して、支援することが必要と認められる場合においては、公共負担に相当する部分に対して予算の範囲内において側面的に適切な支援を行うものとする。

(環境美化モデル活動の廃止等)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合において環境美化モデル活動の認定を廃止又は取消しすることができる。

- ① 第7条第5項に基づき、環境美化モデル活動廃止届が提出されたとき。
- ② 第5条の各号の規定に著しく反する状況となったとき、又は、社会秩序上悪影響を及ぼす懸念があるとき。
- ③ 第7条第1項の認定事項の実施を事実上放棄していると認められるとき。
- ④ 第7条第3項の助言、指導に従わず、改善がなされないとき。
- ⑤ 第9条の活動実績報告書が正当な理由無く期日までに提出されないとき。
- ⑥ 第1号から第3号の規定のほか市長が認定を廃止すべきものと判断したとき。

(活動の周知等)

第12条 市は、必要により環境美化モデル地区に対し様式第7号による表示板（他の仕様とすることが望ましい場合はこの限りではない。）を認定団体に提供し、認定団体又は市において適切な場所に掲示することにより、当該活動が行われる地域において周知や活動への協力を求めるなど、意識の高揚を図るものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日ク推第1919号）

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日ク推第2060号）

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月9日ク推第00068号）

この要綱は平成21年4月9日から施行する。

(別表) 活動内容の区分と条件

区分	活動内容	主体者の取組み	市の支援内容	条件
1. 地域美化清掃活動	(1)町会・自治会、NPO、市民団体等による美化清掃活動	① ・不特定多数によるポイ捨てが頻繁に行われている地域内の道路、歩道の清掃	① 参加者への美化清掃用のごみ袋の提供	【対象】 町会・自治会等地縁組織、NPO、市民団体等 【認定の目安】 ・①にあつては、自己の軒先のみ活動を除く。 ・②にあつては、対策の必要な区間が設定されること(地域の総意であり、関係町会・自治会の合意がなされていること)。 ・美化清掃用のごみ袋は活動参加者月当たり延べ平均人数×月1枚以下の提供を目安とし、可能な限り節約して使用するものとする。この場合、使用したごみ袋の容量に残余があるときは、本旨に逸脱しない範囲内において美化清掃以外の可燃ごみの投入を認めるものとする。
		※② ・ポイ捨てや歩きタバコを防止するための地域内での啓発看板の設置及びチラシの回覧等による周知 [①も実施するものとする]	② ・啓発チラシの作成 ・看板の作成・設置協力 [①の支援も含む]	
	(2)商店街における美化清掃活動	③ ・軒先や通りの日常的な清掃	③ ・活動店舗への美化清掃用のごみ袋の提供	【対象】 商店会、事業者組合等 【認定の目安】 ・④にあつては、商店会、事業者組合として実施する美化清掃活動で、合意がなされていること ・活動が日常的に随時行われること。 ・3Rに積極的に取り組むとともに、事業系廃棄物を適正に処理していること。 ・花壇等の設置にあつては通行に支障を来さないこととする ・美化清掃用のごみ袋は活動店舗に対して月1枚以下の提供を目安とし、可能な限り節約して使用するものとする。この場合、使用したごみ袋の容量に残余があるときは、本旨に逸脱しない範囲内において美化清掃及び事業活動以外の可燃ごみの投入を認めるものとする。
		※④ ・ポイ捨てや歩きタバコを防止するための美観向上対策(ごみの堆積を招きやすい箇所への花壇等の設置) [③も実施するものとする]	④ ・花卉、種苗等の提供(緑化関係機関の支援が可能な場合によるものとし、道路管理者等関係機関の了承が得られた場合を前提とする) [③の支援も含む]	
2. 地域3R推進活動	(1)町会・自治会による3R活動	※⑤ ・地域内でのチラシの回覧等による周知 ・収集ステーションへの分別排出看板の設置 ・集団回収の実施	⑤ ・啓発チラシの作成 ・看板の作成・設置協力 ・集団回収用の袋の提供	【対象】 町会・自治会 【認定の目安】 ・対策の必要な区間が設定されること(地域の総意であり、関係町会・自治会の合意がなされていること)。 ・市のごみ処理計画に支障をきたさず、かつ、3R効果があるとともに、滞りなく回収が行えること。 ・啓発チラシ、看板、集団回収用の袋の数量及び仕様は協議の上市が別途定める。
	(2)商店街による3R活動	※⑥ ・レジ袋の配布自粛(ポイント制またはレジ袋有料化の実施)	⑥ ・レジ袋削減キャンペーン用エコバッグの提供	
3. 不法投棄防止活動		⑦ ・不法投棄未然防止及び清潔の保持のための一斉清掃の実施	⑦ ・不法投棄防止看板の設置 ・散乱ごみ、不法投棄物の回収協力	【対象】 町会自治会、事業者組合等 【認定の目安】 ・不法投棄防止看板の設置等民地での取組みを含む場合、所有者の了解があること。
		※⑧ ・不法投棄防止箇所のパトロールの強化 [⑦も実施するものとする]	⑧ ・職員による巡回監視の強化(必要により夜間実施) [⑦の支援も含む]	
4. その他市が認める環境美化活動※	実施内容を踏まえ市との協議の上で定める。(クリーン推進課と協議の上、公共性が認められ、かつ環境美化モデル活動にふさわしいと認められる活動であること)			1. ~3. 以外の市が認める活動。

備考：※印の取組みは市と活動申請者との間で覚書を取り交わすものとする。

年 月 日

船橋市長

あて

団体の名称 _____

代表者住所又は
団体所在地 _____

代表者役職氏名 _____

電話番号 _____

環境美化モデル活動認定申請書

環境美化モデル活動として認定を受けたいので、船橋市環境美化モデル活動認定要綱第4条により下記のとおり必要書類を添えて提出します。

記

1. 活動名称

_____地区環境美化モデル活動(活動の広報媒体への紹介:可・否)

2. 活動内容(以下○で囲む。複数可)

- ① 地域美化清掃活動
- ② ごみ減量・再利用・資源化(3R)活動
- ③ 不法投棄防止活動
- ④ ①～③以外の環境美化活動

(_____)

※ 添付資料

- ①③の取組みについてはごみの散乱箇所又は不法投棄箇所の写真
- ②の取組みについては回収経路・引渡し費用の流れがわかる資料
- その他市が必要とする取組みに係る資料

3. 活動場所(地図を添付すること。)

船橋市 _____ 地先

4. 活動頻度(複数の種類の活動を行う場合、合算回数を記入し、下欄に活動内容ごとの内訳を記入する)

月 _____ 回程度(活動時平均参加者数約 _____ 名)

内訳 _____

5. 活動者人数(活動を主体的に行う者の人数)

_____名(クリーン船橋530推進員 _____名)

他の協力関係団体名・連絡先 _____

誓 約 書

_____地区環境美化モデル活動（実施場所：船橋市_____地先）

1. 上記活動を行うにあたっては、船橋市より認定を受けましても、既得権益を得たものと解しません。
2. 上記活動は、当方が主体的に行うものであり、当該活動に起因して事故があった場合及び第三者に損害を及ぼした場合は当方の責で対処し、船橋市に対して一切の賠償請求をいたしません。
3. 上記活動を行うにあたっては、法律、条例を遵守することを約束します。
4. 上記活動に関する改善、中止その他の必要な措置の実施について、市の指導、助言があった場合はこれに従うことを約束し、従わない場合は認定の解除及び支援策の中止に同意します。

年 月 日

団体の名称 _____

代表者住所又は
団体所在地 _____

代表者役職氏名 _____

船橋市長

あて

環境美化モデル活動認定書

活動名称 :

実施場所 :

認定団体名 :

代表者氏名

所在地

認定取組内容 : _____

年 月 日付けにて申請のあった上記の環境美化モデル活動については、環境への負荷の削減又は環境美化の向上とともに、地域コミュニティの増進・発展に資する模範的な取組みと判断されましたので、船橋市環境美化モデル活動認定要綱第7条第1項の規定により、ここに認定書を交付します。

【認定マーク】



年 月 日

船橋市長

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称 _____

代表者住所又は
団体所在地 _____

代表者役職氏名 _____

電話番号 _____

環境美化モデル活動（変更・中断・廃止）届出書

年 月 日付で認定を受けた下記の船橋市環境美化モデル活動を
（変更・中断・廃止）したいので、船橋市環境美化モデル活動認定要綱第7条第5項の規
定により提出します。

記

1. 活動名称

_____地区環境美化モデル活動（認定第____号）

2. 届出事項の実施日

年 月 日

3. 届出の理由（変更の場合は変更内容。必要により資料を添付すること。）

環境美化モデル活動覚書

本書は、船橋市長が認定した「環境美化モデル活動認定書」に記載されている活動を行うにあたり、船橋市と環境美化モデル活動認定団体（以下「認定団体」という。）との間で役割分担及びその他事項を定めるものとして、船橋市環境美化モデル活動認定要綱第8条の規定により下記事項の覚書を締結するものである。

- 活動名称： 地区環境美化モデル活動（認定第 号）
- 認定取組内容：
- 実施場所： 地先
- 締結事項：

認定団体の実施事項	船橋市の実施事項

（目的）

第1条 環境美化モデル活動は、地域において自主的な清掃美化活動やごみ減量・リサイクル活動等を実施し、市民、企業、行政等の協働により環境への負荷の削減と美化の向上に向けて適切かつ積極的に取り組み、もって地域コミュニティの増進・発展とともに本市における快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（実施期間）

第2条 環境美化モデル活動の実施期間は、特に定めのない限り当該年度の3月31日までとする。その場合、以後認定団体より船橋市環境美化モデル活動認定要綱第9条に基づく活動実績報告書の提出があり、活動実績が認められる場合においては、単年度ごとに自動更新する。

（認定団体の役割）

第3条 認定団体は、上記「認定団体の実施事項」に記載されている事項を実施するものとする。

- 2 認定団体は、環境美化モデル活動の認定について既得権益を得たものと解してはならない。

（市の役割）

第4条 船橋市は、上記「締結事項」に記載されている「市の実施事項」を行うよう努めるものとする。

ただし、市の施策の関係その他事情により、実施することが困難又は不相当と判断された場合はこの限りではない。

- 2 船橋市は、上記「締結事項」に記載されている事項の実施に向けて、必要により関係の公共施設管理者との間で協議、調整を行うものとする。
- 3 前条により提出のあった活動実績報告書から勘案し、支援することが必要と認められる場合におい

ては、公共負担に相当する部分に対して予算の範囲内において側面的に適切な支援を行うものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 認定団体は、船橋市環境美化モデル活動認定要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づく年間の活動実績報告書を、3月末までに船橋市クリーン推進課に提出するものとする。

(作業の安全)

第6条 認定団体は、環境美化モデル活動を行うにあたり事故の無いよう安全に留意し、法令を遵守し、自己の責任において取り組むこととする。

2 環境美化モデル活動の活動中及びその他の活動中によって発生した事故及び第三者との紛争については、認定団体の責において対処するものとし、船橋市は原則として責任を負わないものとする。

(事故等の報告)

第7条 認定団体は、環境美化モデル活動の活動中に事故等が発生したときは直ちに船橋市クリーン推進課まで報告するものとする。

(活動の周知)

第8条 船橋市は、環境美化モデル活動が行われる地区に設置する表示板を必要により提供し、認定団体において適切な場所に掲示するほか、当該活動が行われる地域において周知や活動への協力を求めるなど、意識の高揚を図るものとする。

(覚書の解除)

第9条 船橋市は、認定団体がこの覚書の解除を申し出たとき、この覚書の内容を履行していないと認められるとき、あるいは要綱の規定に反し認定団体としてふさわしくないと認められるときは、覚書を解除することができる。

(疑義の解決)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、船橋市及び認定団体が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、船橋市及び認定団体が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

船橋市湊町2-10-25

船橋市

船橋市長

印

所在地

認定団体名

氏 名

印

船橋市長

あて

認定団体名：

代表者氏名：

環境美化モデル活動実績報告書

環境美化モデル活動を次のとおり実施しましたので、活動資料を添えて報告します。

- 活動名称： 地区環境美化モデル活動（認定第 号）
- 認定取組内容：
- 実施場所： 地先
- 活動期間： 年 月から 年 月まで

活動年月	内容（実施回数）	活動成果・参加人数	市支給品の使用状況	備考
年 4月				
年 5月				
年 6月				
年 7月				
年 8月				
年 9月				

活動年月	内容（実施回数）	活動成果・参加人数	市支給品の 使用状況	備考
年 10月				
年 11月				
年 12月				
年 1月				
年 2月				
年 3月				
特記事項（活動に関する総合的な成果・課題等）				

※活動資料

写真・資料（

）

環境美化モデル地区認定活動

_____ では、

を積極的に行っています。

皆様のご協力をお願いします。

_____年 ____月 ____日 認定第 ____号

はじめよう！ 減量・再生・再利用



すすめよう！「ごみゼロ」「まち美化」快適な船橋^{まち}

協力・支援：船橋市環境部クリーン推進課

TEL047(436) 2434